

廃棄物再生事業者登録の手引

令和5年10月
埼玉県環境部産業廃棄物指導課
資源循環推進課
環境管理事務所

1 対象者

埼玉県内（川口市、秩父市、加須市、草加市、越谷市、戸田市及び上里町は、それぞれの市町が窓口。）に廃棄物の再生を行う事業場を有し、廃棄物の再生を業として現に営んでいる方が対象となります。

なお、廃棄物の再生は廃棄物の処分に当たりますので、廃棄物処理法上必要な許可を取得していることが必要です。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、金属くず、空き瓶類、古繊維）のみを取り扱う場合には、廃棄物処理業の許可は不要です。

2 対象事業

次の廃棄物の再生を行う事業が登録の対象となります。

○ 古紙 ○ 金属くず ○ 空き瓶 ○ 古繊維 ○ その他の廃棄物

※ 「その他の廃棄物」としては、木くず、廃プラスチック類、がれき類等が考えられます。

3 登録基準

廃棄物再生事業者として登録を受けるためには、次の基準を満たしていなければなりません。

（1）保管施設を有すること。

廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散などのおそれのない保管施設が必要です。

（2）運搬施設を有すること。

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

（3）廃棄物の再生に応じた次の施設を有すること。

| 廃棄物の種類 | 必要な施設 |
|---------|--|
| 古紙 | ・選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設 |
| 金属くず | ・磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等再生の目的となる金属を選別する施設 ・再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する設備等 |
| 空き瓶 | ・カレットを色別に選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設 |
| 古繊維 | ・選別した古繊維をウェスとして利用するために裁断する施設 |
| その他の廃棄物 | ・取り扱う廃棄物の再生に適する施設 |

※ 「その他の廃棄物」の再生を行う場合には、当該廃棄物を処理することのできる

廃棄物処理業の許可が必要となります。

※ 一般廃棄物の再生を一日当たり5トン以上の処理能力を有する施設で行う場合、一般廃棄物処理施設の許可が必要となります。

※ 産業廃棄物の再生を廃棄物処理法第15条に定める施設で行う場合、産業廃棄物処理施設の許可が必要となります。

(4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

(5) その他事業を適正に行うことができる者であること。

登録に当たっては、決算書類その他の事業実績を証する書面により、再生事業を営んでいる状況を確認しますので、原則として1年以上の事業実績が必要となります。

また、本県では、登録に当たって、当該事業場で廃棄物の再生されている割合を、概ね7割以上と定めています。その再生実績を判断するための期間として、原則として当該事業場で6か月以上の事業実績が必要となります。

4 申請に必要な書類

廃棄物再生事業者の登録を受けようとするときは、廃棄物再生事業者登録申請書（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「施行細則」という。）様式第23号）に次に掲げる書類を添えて申請してください。

なお、事業場を2つ以上有する場合には、それぞれの事業場ごとに登録を受けてください。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

- ・ 事業概要（当該事業場で、6か月以上の再生実績を明らかにする内容を含む。）
- ・ 引受先事業者（排出事業者）
- ・ 再生利用事業者
- ・ 取り扱う廃棄物の排出工程及びその性状等
- ・ 申請者の身分を証明する書類
 - ア 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - イ 個人である場合には、住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）
 - ウ 業務経歴書
- ・ 誓約書

(2) 事業場の概要

- ・ 事業場一覧
- ・ 事業地の状況
 - ※ 当該地及び隣接地の土地公図、登記事項証明書、事業場の全体平面図等を添付してください。
- ・ 案内図

(3) 処理施設

- ・ 処理工程
- ・ 施設等一覧表
- ・ 施設の概要
 - ※ 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体

の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

(4) 保管施設

- ・ 保管施設一覧表
- ・ 保管施設の概要
- ・ 処分のための保管上限

※ 保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び事業場全体の平面図並びに当該施設の付近の見取り図を添付してください。

(5) 運搬施設

- ・ 運搬施設一覧表
- ・ 運搬施設の写真、自動車検査証等

(6) 経理的要件

- ・ 資産状況等を説明する書類

ア 法人の場合には、直前3年間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類（法人税の納税証明書）等

イ 個人の場合には、資産に関する調書、直前3年間の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（所得税の納税証明書）等

- ・ 維持管理等に要する資金の総額及びその資金の調達方法

(7) 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業等の許可の状況

注1 登記事項証明書、住民票の写し等の公共機関が発行する書類は、原則として申請日前3月以内の原本を正本に添付してください。

注2 廃棄物再生事業者登録申請書の注釈も併せて参照してください。

5 登録申請手数料

1件につき、40,000円です。

（別紙「申請手数料の納入方法」により手数料を納入してください。）

6 登録の窓口

・ 登録を受けようとする事業場の所在地を管轄する環境管理事務所に申請書を2部（正本、副本各1部）提出してください。

なお、控えが必要な場合は、3部作成してください。

・ 川口市、秩父市、加須市、草加市、越谷市、戸田市及び上里町に事業場がある場合は、それぞれの市町が窓口となります。

・ さいたま市及び川越市は、廃棄物処理業の許可事務を行っていますが、廃棄物再生事業者の登録事務は行っていません。登録を受けようとする事業場の所在地を管轄する環境管理事務所が窓口となりますので御注意ください。

所管区域图



(1) 埼玉県環境管理事務所連絡先

| 事務所名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------------|---|--------------------------------------|
| 中央環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当 | 〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和 5-6-5 (浦和合同庁舎内) | TEL 048(822)5199 FAX 048(822)5139 |
| 西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当 | 〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越 公共施設棟 4階 | TEL 049(244)1250 FAX 049(246)7885 |
| 東松山環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当 | 〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 (東松山地方庁舎内) | TEL 0493(23)4050 FAX 0493(23)4114 |
| 秩父環境管理事務所 生活環境担当 | 〒368-0042 秩父市東町 29-20 (秩父地方庁舎内) | TEL 0494(23)1511 FAX 0494(23)6679 |
| 北部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当 | 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 (熊谷地方庁舎内) | TEL 048(523)2800 FAX 048(526)3949 |
| 越谷環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当 | 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 (越谷合同庁舎内) | TEL 048(966)2311 FAX 048(966)5600 |
| 東部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当 | 〒345-0025 北葛飾郡杉戸町清地 5-4-10 | TEL 0480(34)4011 FAX 0480(34)4785 |

(2) 市町連絡先

| 担当窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|----------------------------|--------------------------------------|
| 川口市 産業廃棄物対策課 | 〒332-0001 川口市朝日 4-21-33 | TEL 048-228-5380 FAX 048-228-5322 |
| 秩父市 生活衛生課 | 〒368-8686 秩父市熊木町 8-15 | TEL 0494(25)5202 FAX 0494(22)2309 |

| 担 当 窓 口 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|--------------|-------------------------------|---|
| 加須市 資源リサイクル課 | 〒347-8501 加須市三俣 2-1-1 | TEL 0480(62)1111(代) FAX 0480(62)1934 |
| 草加市 廃棄物資源課 | 〒340-0002 草加市青柳 6-23-3 | TEL 048(931)3972 FAX 048(931)9993 |
| 越谷市 廃棄物指導課 | 〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1 | TEL 048(963)9188 FAX 048(963)9175 |
| 戸田市 環境課 | 〒335-8588 戸田市上戸田 1-18-1 | TEL 048-441-1800(代) FAX 048-433-2200 |
| 上里町 くらし安全課 | 〒369-0392 児玉郡上里町大字七本木 5518 | TEL 0495(35)1226 FAX 0495(33)2429(代) |

7 登録後の手続

(1) 登録内容に変更があった場合

廃棄物再生事業者の登録を受けた後に、次に掲げる事項に変更があった場合は、30日以内に登録廃棄物再生事業者変更届出書（施行細則様式第14号）（以下「変更届出書」といいます。）に、変更内容を証明する書類を添えて提出してください。

- 廃棄物再生事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 事務所及び事業場の所在地
- 廃棄物の再生に係る事業の内容
- 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

(2) 事業場を廃止、休止、再開した場合

登録を受けた事業場を廃止、休止又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に登録廃棄物再生事業者廃止（休止・再開）届出書（施行細則様式第15号）を提出してください。

(3) 登録証明書を紛失、毀損、又は汚損した場合

登録証明書を紛失、毀損、又は汚損したときは、廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（施行細則様式第13号）を提出してください。なお、登録証明書の毀損又は汚損による再交付については、当該登録証明書を添付する必要があります。

(4) 届出書等の提出先

- ・登録を受けた事業場の所在地を管轄する環境管理事務所へ1部提出してください。
なお、控えが必要な場合は、2部作成してください。
- ・川口市、秩父市、加須市、草加市、越谷市、戸田市及び上里町に事業場がある場合は、それぞれの市町が提出先となります。

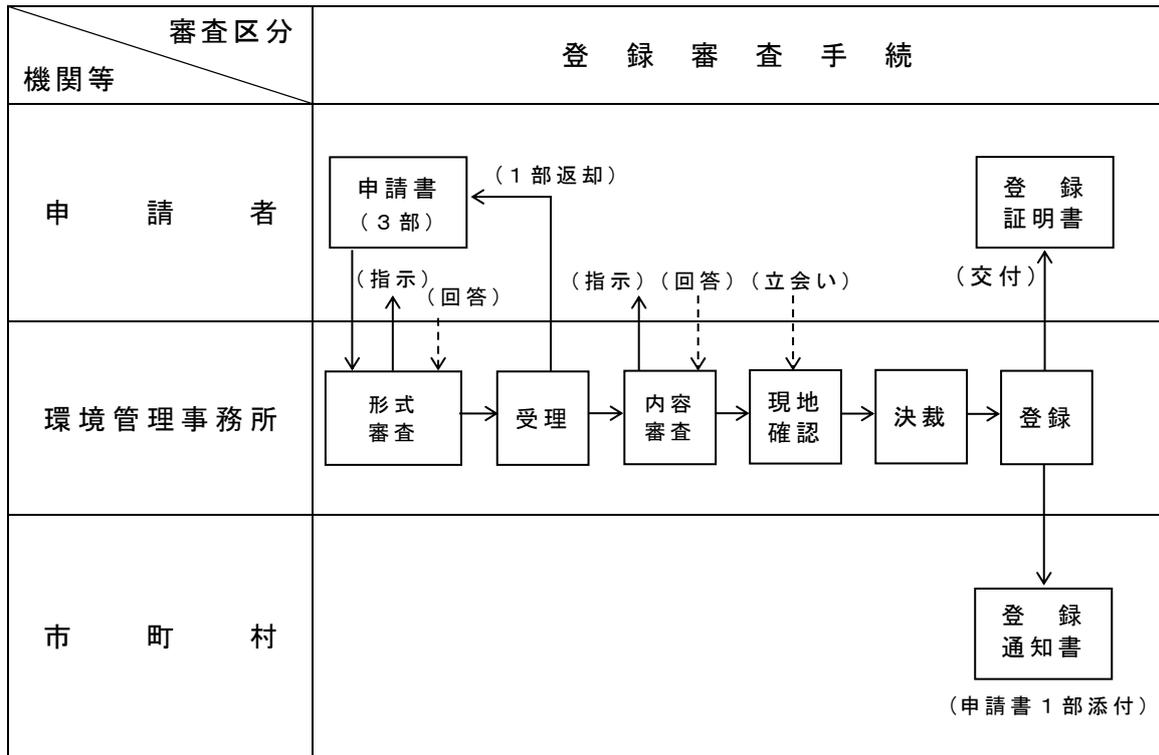
8 廃棄物再生事業者登録を受けると

- 「登録廃棄物再生事業者」の名称を使用することができます。
- 市町村から一般廃棄物の再生に関して協力を求められることがあります。
- 特別土地保有税、事業所税について、非課税措置、軽減措置が講じられることがあります。（詳しくは、各市町村の税金担当窓口にお問い合わせください。）

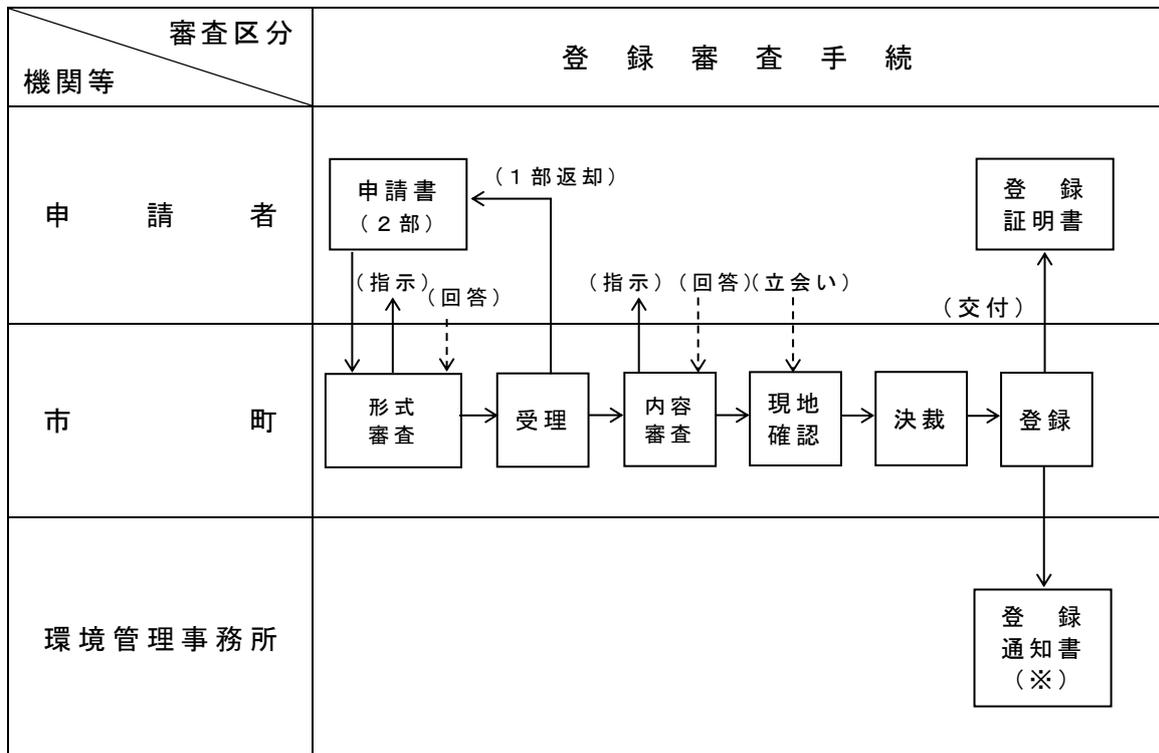
9 その他

- 登録証明書には有効期限がありません。
- 登録証明書記載事項に係る変更届出書の提出があっても、通常、登録証明書の書換えは行いません。書換えを希望される場合は、変更届出書に書換えの依頼書（様式任意）を添付してください。
- 登録を受けた事業場が登録基準に適合しなくなった場合や、法令で定められた変更の届出等を行わない場合、登録を取り消されることがあります。
- 廃棄物再生事業者登録を受けることによって、一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業の許可を受けることが不要とされるものではありません。
- 廃棄物再生事業者制度は許可制度ではありませんので、登録の義務はありません。
- 古物営業法施行規則で定められた自動車、自動二輪車及び原動機付自転車、自転車類、事務機器類等の古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、交換する営業を営もうとするときは、都道府県公安委員会の許可が必要になります。

○再生登録事業者手続フロー（県が登録を行う場合）



○再生登録事業者手続フロー（市町が登録を行う場合）



※ 市町から環境管理事務所へ通知する場合は、申請書の添付は不要です。